

固定通信分野における 「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」 の改定案の概要

令和4年9月27日

事 務 局

経緯・趣旨

本研究会第六次報告書（令和4年9月9日公表）において、次のとおり、固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）の①対象サービス・②営業費相当額の基準値について見直すことが適当であるとされたところ。

報告書において示された考え方を踏まえ、固定通信分野におけるスタックテストの検証対象・方法等を定める「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月策定、平成31年3月最終改定）を改定予定。

接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書（令和4年9月9日公表） 抄 第3章 接続料と利用者料金の関係の検証 3. 接続料と利用者料金の関係の検証（固定通信分野） (3) 考え方

◆ 検証対象

<対象サービス・プラン>

加入電話及びISDNについては、今なおメタルアクセス回線を用いた競争事業者（直収電話）が存在することから、直ちに検証対象から除外することは不適当と考えられる。他方、

- 現在では、固定電話市場における競争は（移動通信に比して）減退していること、
- その中でも契約数が増加傾向にあるOABJ-IP電話に比して、加入電話の契約数は少なく、また減少傾向にあること、
- モバイル網を用いたOABJ-IP電話サービスの提供が広がっており、実際、当該サービスを提供する事業者が、「加入電話の代替」として広告・訴求しているところ、品質面における差異はあるものの、一般の利用者から見れば、加入電話との代替性が一定程度認められ得ること、
- MNO3社が提供する当該サービスの料金が、加入電話の利用者料金やドライカップ接続料を下回る水準であること、

などから、今後、これらの状況も見定めた上で、加入電話及びISDNを引き続き検証の対象とすべきかについて、改めて検討することが適当である。また、フレッツADSLについては、既にサービスの終了が決定しており、スタックテストによる検証の必要性はもはや認められないことから、検証対象から除外することが適当である。

他方、近年追加された新しいサービスのうち、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANについては、将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供され、競争事業者が存在することから、検証の必要性が高いと認められ、サービスメニューごとのスタックテストの対象に追加することが適当である。

◆ 検証方法

<営業費相当額の基準値(20%)について>

最新のデータに基づき見直すことが適当である。具体的には、NTT東日本・西日本の営業収益及び営業費から算出した営業費比率の、平成28年度～令和2年度の平均値をもとに見直すことが考えられる。

<営業費相当額の範囲について>

接続料と利用者料金の関係は、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証することが目的であり、その検証方法として当該水準が価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかについて確認するものであって、仮に営業費相当額を入れずに上記確認をしたとしても、価格圧搾による不当な競争が行われるおそれ（利用者料金と接続料が近接する等のおそれ）があることから、接続料のほか、営業費相当額を加えて上記確認をすることが適当である。

他方、現在は、営業費相当額から「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業（特約店等）」に係る営業費を除外して、確認を行っている。

これは、「サービスの立ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することはあり得る」という考え方に沿って、例外的に当該営業費を除外しているものであるが、特にFTTHアクセスサービスについては、その始まり（2001年）から20年以上が経過し、既に契約数も約3,500万に達し、さらに近年は契約数の増加率も微増傾向にとどまっているといった現状を踏まえれば、「サービスの立ち上がり期」には該当せず、例外的に当該営業費を除外する必要性は認められない。

よって、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業（特約店等）」に係る費用も原則計上することが適当である。

ただし、CSR活動に係る営業費等自社サービス（それに付随するものを含む。）の提供を直接目的としない営業費（例えば、NTT東日本・西日本が行うマイグレーションに関する周知にかかる費用等）については、価格圧搾による不当な競争を引き起こすおそれが低いことから、除外することが適当である。

① 対象サービス・プランの見直し

改定案 [改正箇所赤字]

(2) 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

- ① 加入電話・ISDN基本料
- ② 加入電話・ISDN通話料
- ③ フレッツADSL
- ③ フレッツ光ネクスト
- ④ フレッツ光ライト
- ⑤ ひかり電話
- ⑥ ビジネスイーサワイド
- ⑦ その他総務省が決定するサービスメニュー

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

加入電話及びISDNについては、今なおメタルアクセス回線を用いた競争事業者(直収電話)が存在することから、直ちに検証対象から除外することは不適當

フレッツADSLについては、既にサービスの終了(令和5年1月)が決定しており、スタックテストによる検証の必要性はもはや認められないことから、検証対象から除外

近年追加された新しいサービスのうち、

- ・フレッツ光ライトプラス 及び
- ・Interconnected WAN

については、将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供され、競争事業者が存在することから、検証の必要性が高いと認められ、サービスメニューごとのスタックテストの対象に追加

▶ 「その他総務省が決定するサービスメニュー」として、スタックテストの対象に追加
(別途NTT東日本・西日本に通知)

1. フレッツ光ネクスト

(1) ファミリータイプ

① 10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

② ①以外のもの

(2) ビジネスタイプ

(3) マンションタイプ

(VDSL方式/LAN配線方式)

① ミニ

② プラン1

③ プラン2

(4) マンションタイプ (光配線方式)

① ミニ

② プラン1

③ プラン2

(5) プライオ

2. フレッツ光ライト

(1) ファミリータイプ

(2) マンションタイプ

(3) フレッツ光ライトプラス

3. ひかり電話 (関門系ルータ交換機能を用いる場合)

4. ビジネスイーサワイド

(1) MA設備まで利用する場合

(2) 県内設備まで利用する場合

(3) Interconnected WAN

(MA設備まで利用する場合)

(4) Interconnected WAN

(県内設備まで利用する場合)

② 営業費相当額の基準値の見直しについて

改定案 [改正箇所なし]

(3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料(※2)の総額を加えたもの(以下「接続料等総額」という。)を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※3)。利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。

※1: 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。

※2: 検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当該料金を含むものとする。

※3: (2)⑦については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

最新のデータ (NTT東日本・西日本の営業収益及び営業費から算出した営業費比率の、平成28年度～令和2年度の平均値) に基づき、また、算定方法について以下の見直しを行った上で再算定を行い、当面の間、利用者料金による収入の20%とする。

(i) サービスの立ち上がり期における営業費の一部の除外の見直し

これまで、「サービスの立ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することはあり得る」という考え方にに基づき、営業費相当額から「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る営業費を除外して、確認を行っていたが、特にF T T Hアクセスサービスについては、その始まり(2001年)から20年以上が経過し、既に契約数も約3,500万に達し、さらに近年は契約数の増加率も微増傾向にとどまっているといった現状を踏まえれば、「サービスの立ち上がり期」には該当しないことから、当該営業費も原則計上する。

(ii) C S R活動に係る営業費等の除外

C S R活動に係る営業費等自社サービスの提供を直接目的としない営業費(例えば、NTT東日本・西日本が行うマイグレーションに関する周知にかかる費用等)については、価格圧搾による不当な競争を引き起こすおそれが低いことから、除外。

(iii) 回線管理運営費の重複の整理

接続料相当額・営業費相当額の双方について精査した結果、「回線管理運営費」(回線情報の管理や接続事業者へ網使用料を請求する接続機能に関する費用。オーダーの受付等のコスト、契約情報等の管理システム等のコストが含まれる。)について、接続料相当額と営業費相当額の双方に重複して計上されていたことから、営業費相当額から除外。

- 営業費相当額の基準値の再算定については、下表のとおり。
 - N T T 東日本・西日本における営業費の比率については、現行の基準額の策定時（2001年～2005年の平均値）から約半減しているところ、(i)サービス立ち上がり期において除いていた一部営業費を加え、(ii)CSR関連営業費・(iii)回線管理運営費(※)を除いた結果、現行の指針における基準値（20%）と同等の水準と認められる。
- ※回線管理運営費は、営業費相当額に含まれている一方で、接続料相当額の一部として接続料側にも含まれていることが確認されたため、重複を排除。

【N T T 東西（計）】

（単位：億円）

	2016	2017	2018	2019	2020	平均
①利用者料金の収入（営業収益－電報収入）	28,361	27,699	27,063	26,217	25,928	27,054
②旧指針における営業費						
注文受付						
システムサポート						
販売サポート （一般営業（特約店等）を除く。）						
出納						
料金						
広報						
共通営業						
+ (i)顧客営業、宣伝、企画、販売サポート・一般営業(特約店等)						
- (ii)CSR関連営業費等						
- (iii)回線管理運営費						
③新指針における営業費						
現指針における営業費比率（②/①）						
新指針における営業費比率（③/①）						

≒ **20%**

【NTT東日本】

(単位：億円)

	2016	2017	2018	2019	2020	平均
①利用者料金の収入	15,233	15,012	14,783	14,441	14,287	14,751
②旧指針における営業費						
+ (i)顧客営業、宣伝、企画、販売サポート・一般営業(特約店等)						
- (ii)CSR関連営業費等						
- (iii)回線管理運営費						
③新指針における営業費						
現指針における営業費比率 (②/①)						
新指針における営業費比率 (③/①)						

【NTT西日本】

(単位：億円)

	2016	2017	2018	2019	2020	平均
①利用者料金の収入	13,128	12,686	12,280	11,776	11,641	12,302
②旧指針における営業費						
+ (i)顧客営業、宣伝、企画、販売サポート・一般営業(特約店等)						
- (ii)CSR関連営業費等						
- (iii)回線管理運営費						
③新指針における営業費						
現指針における営業費比率 (②/①)						
新指針における営業費比率 (③/①)						

(参考) その他所要の修正

改定案 [改正箇所赤字]

固定通信分野における 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針

平成30年2月
(令和4年●月最終改定)
総務省

1. ~5. (略)

6. その他

(1)~(4) (略)

~~(5) 3. (2)②(加入電話・ISDN通話料)については、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する間(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を含む。)は、本指針を適用しない。~~

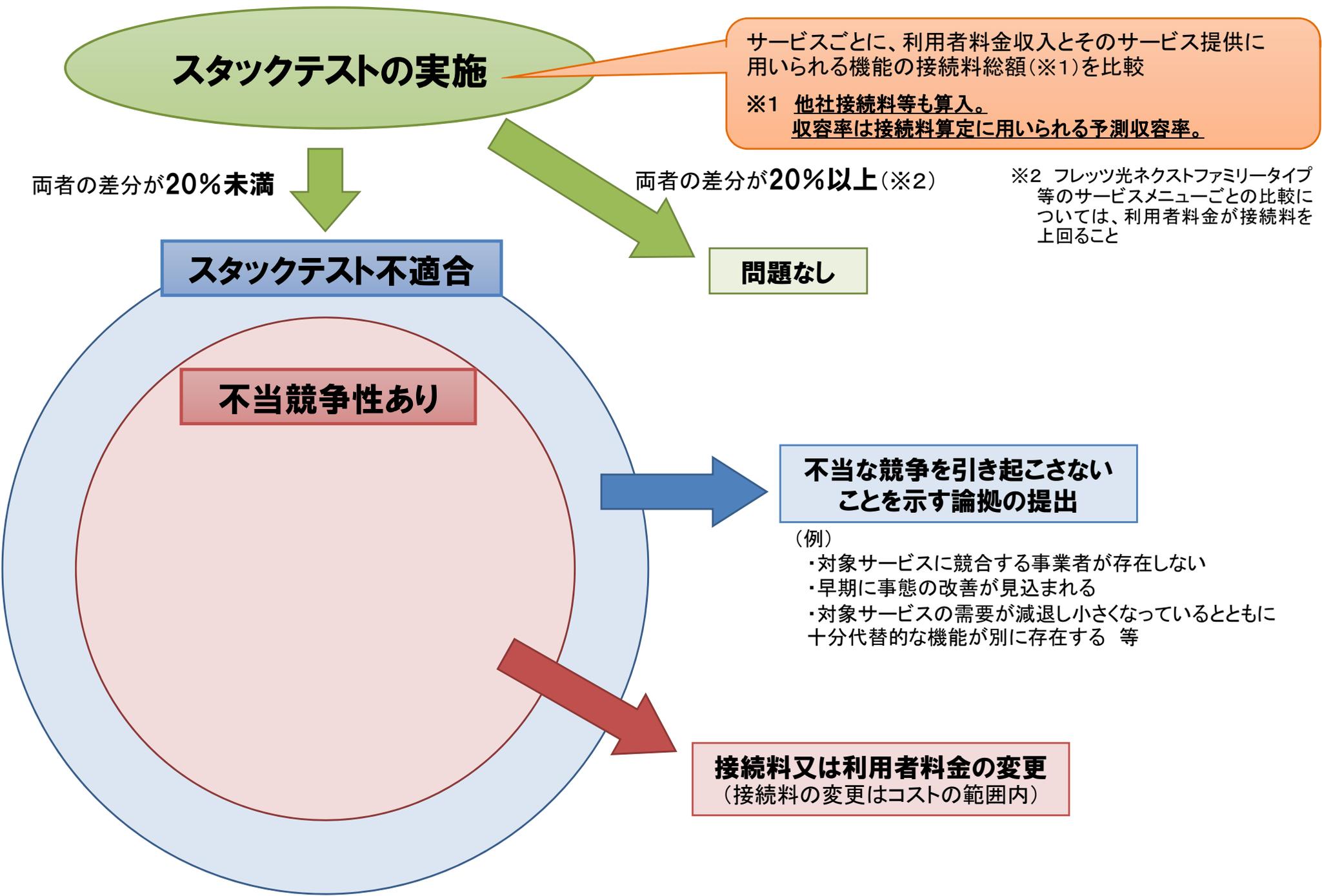
新たに移動通信分野において同旨の指針を策定することから、本指針が固定通信分野を対象としていることを明確にするため、表題に「固定通信分野における」を加える。

既に終了した経過措置に関する定めを削除する。

※ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条は、平成31年度から令和3年度までの接続料算定に長期増分費用方式を適用するにあたり、PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれがあるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合等には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより接続料を算定する旨を定めた規定である。
長期増分費用方式の適用については、令和4年度より既にPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルにより算定した接続料を、あらかじめ定めた年度ごとのトラフィック移行割合で加重平均して算定する形に移行しており、同条の規定が効力を有する期間は終了している。

スケジュール

- 本研究会での議論(今回)を踏まえて、総務省において意見公募手続(パブリックコメント)を実施したうえで改定。
- 次回の接続約款の変更の認可の申請時(来年1月予定)に改定後の指針に基づく検証を実施予定。



■ 第一種指定電気通信設備接続料規則 (平成12年郵政省令第64号)

(接続料設定の原則)

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

- 2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。
- 3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

第14条の2 **接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。**ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（同条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。